

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を受けるに当たっての説明書

平成26年10月1日より定期予防接種（B類）となりました。予防接種を受けるに当たっては、この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解してください。接種を受ける場合は、健康状態をよく把握する必要がありますので、予診票にできるだけ詳しく記入してください。

1. 高齢者の肺炎球菌について

日本人の死因の5番目が肺炎で、高齢者を中心に肺炎で亡くなる人は年間11万人に達します。肺炎になる細菌には様々な種類がありますが、高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌です。

2. 高齢者用肺炎球菌ワクチンについて

現在使用されているワクチンは、肺炎球菌の約90種類ある血清型の中で、頻度の高い23種類の肺炎球菌を型別に培養し、殺菌後各々の型から抽出精製された きょうまくたどうたい 莢膜多糖体（ポリサッカライド）を混合したものです。

このワクチンの予防効果は、個人差がありますが健康成人であれば通常5年程度は有効と考えられています。また、これまで日本では、ワクチンの再接種に関しては、安全性が確認されていなかったことから不適当とされてきましたが、平成21年10月に厚生労働省で検討された結果、再接種しても差し支えないとされました。ただし、過去にこのワクチンを受けたことのある人が短い期間で再接種した場合には、強い副反応がでるといわれているため、再接種する場合には、再接種の必要性を慎重に考慮して、前回接種から十分な間隔を確保して行うこととされており、定期接種としては、生涯1回とされています。

接種量は、0.5mlを1回筋肉内又は皮下に注射します。

3. 2019年度定期接種対象者について

①または②の対象となる方

①2019年度の対象年齢の方

年齢	対象生年月日
65歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの方
70歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方
75歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方
80歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの方
85歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの方
90歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれの方
95歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの方
100歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれの方
101歳以上	大正8年4月1日以前の生まれの方

接種期間

2019年4月1日
～2020年3月31日

自己負担額 2,000円

接種期間を過ぎた場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級相当の方

※過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価）を受けたことのある方は対象外です。

4. 他の予防接種との間隔について

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種前に、生ワクチンを接種した場合は、接種した日の翌日から27日以上、不活化ワクチン（インフルエンザワクチン等）を接種した場合は、接種した日の翌日から6日以上の間隔が必要です。

裏面もご覧ください

5. 副反応について

よくみられる副反応には、注射部位のかゆみ、疼痛、発赤、腫脹、軽い発熱、関節痛、筋肉痛などがあり、接種日から2日後にかけて腕の疼痛などの局所反応は2~3%、筋肉痛、37.5度以上の発熱は10%以下です。多くは1~3日で消失します。ただし、過去にこのワクチンを受けたことのある人が短い期間で再接種した場合には、強い副反応が出るといわれているので、この点は嚴重な注意が必要です。しかし、5年以上間隔をおけば副反応は減少するといわれています。

6. 予防接種による健康被害について

この予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費及び医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種を行う前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

7. 接種に当たっての注意事項について

(1) 予防接種を受けることができない方

- ① 過去5年以内にこのワクチンを接種したことがある方
- ② 明らかに発熱している方（通常は37.5度を超える場合）
- ③ 重い急性疾患にかかっている方
- ④ 予防接種の接種液の成分や卵等によってアナフィラキシーショック（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ⑤ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(2) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 過去にこのワクチンを接種したことがある方
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ④ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ⑤ 過去に免疫不全の診断がなされている方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑥ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

(3) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや気分が悪くなったときには医師にご相談してください。
- ④ 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつもどおりの生活で結構です。

(4) 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。その際は、市健康づくり課に連絡してください。

須崎市 健康づくり課

電話 026-248-9018(課専用)

FAX 026-251-2459